

道路清掃・植栽管理の手順書（参考資料）

（目的）

1. この手順書は、アダプト（里親）制度の実施要綱が適用される道路区域の清掃及び植栽を良好な状態で管理し、環境美化のレベルアップに伴う魅力ある街路の確保を図ることを目的とする。

（道路区域の清掃）

2. この要綱が適用される道路区域において、落ち葉やゴミ屑等の日常的な清掃をし、道路美化の保持に努める。
※清掃において発生するゴミ等は、当該地区の属するゴミの収集日に所定の収集場所へ搬出することを原則とする。ただし、不法投棄や産廃等が発生し、処理が難しい場合は直ちに市道路交通課へ連絡し、互いに協議して処理すること。又、ゴミ袋については、必要に応じ市で支給する。

（植栽の管理）

3. 植栽（花壇及び芝生地、植樹帯）については、常時施水を行い良好な管理をすると共に、次の事項に注意し、良好な植栽の保持に努める。
 - ① 除 草
 - ② 害虫駆除及び施肥
 - ③ 空缶、紙屑等の除去
 - ④ 下枝剪定、姿勢（高木管理をする時のみ）

（安全管理）

4. 現場での作業は、事故等がない様、安全に十分注意し、自己責任のもとで行う。

（報 告）

5. この要綱が適用される道路区域において、整備された道路施設について常に点検し破損又は汚損が生じた場合には、市に報告する。

（不法占用の防止）

6. この要綱が適用される道路区域において、不法占用物件（看板・商品・のぼり旗等）は市と調整の上、整理及び是正に努め、安全な歩行の確保を図ること。

（道路の汚損防止）

7. 実施団体は、ごみ袋、作業等により道路を汚損しないように注意しなければならない。

（その他）

8. 花苗や補助金等の支給は、原則としてしない。